

# 中国高等学校選手権大会実施要項

主催 中国高等学校体育連盟  
開催県教育委員会  
開催県高等学校体育連盟  
(中国〇〇協会(連盟))

後援 開催地教育委員会  
(開催県体育協会)

主管 中国高等学校体育連盟〇〇競技専門部  
開催県高等学校体育連盟〇〇競技専門部  
(開催県〇〇協会(連盟))

※中国高等学校新人大会・選抜大会の主催・後援については

主 催 中国〇〇協会(連盟)、中国高等学校体育連盟、開催県高等学校体育連盟

後 援 開催県教育委員会、開催県体育協会、会場地市町村教育委員会、会場地市町村体育協会

## 1 期日及び会場

- (1) 開会式 日時 平成〇年〇月〇日(〇) 〇時～  
会場 〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 競 技 日時 平成〇年〇月〇日(〇) ～〇日(〇) 〇時〇分開始  
会場 〇〇〇〇〇〇〇
- (3) 閉会式 日時 平成〇年〇月〇日(〇) 〇時～  
会場 〇〇〇〇〇〇〇

## 2 競技日程

	期 日	時 間	内 容	会 場
第 1 日 目	〇月〇日	〇時〇分～	競 技(1～3回戦)	〇〇〇〇〇〇〇
第 2 日 目	〇月〇日	〇時〇分～	競 技(準決勝・決勝)	〇〇〇〇〇〇〇

## 3 競技規則・方法

各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。

## 4 参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、各県高等学校体育連盟に加盟している生徒で、当該競技実施要項により、参加資格を得たものに限る。
- (3) 必要に応じて、競技団体の選手登録を入れる。
- (4) 平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での同一競技出場は1回限りとする。大会参加資格を満たし、日程等が重ならない場合は複数競技の参加を認める。出場とは登録やエントリーではなく試合への出場回数をさし、専門部が責任を持って調整・連絡する。
- (5) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (6) 統廃合の対象になる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (7) 転校・転籍後6ヶ月未満のものは同一競技への参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)但し、一家転往などやむを得ない場合は、各県高等学校体育連盟会長の許可があれば、この限りではない。  
(水泳については1年)

- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (9) その他、各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。
- (10) 参加資格の特例  
学校教育法第1条に規定する以外の学校の参加については、中国高等学校選手権大会開催基準要項のとおりとする。

5 参加制限

- (1) 団体戦
  - ア 各県〇チームとする。
  - イ 開催県は〇チームとする。
  - ウ 1チームの人員は監督1名・(コーチ1名)・(マネージャー1名)・選手〇〇名 計〇〇名とする。
- (2) 個人戦
  - ア 各県〇名とする。
  - イ 開催県は〇名とする。
  - ウ その他、必要事項を記入する。
- (3) 外国人留学生の参加制限について、必要な事項を記入する。
- (4) その他、各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。

6 参加申込

- (1) 申込方法 各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。
- (2) 申込先 〒 所在地
- (3) 申込締切 平成〇年〇月〇日 (〇) 必着

7 参加料—大会負担金

- (1) 団体の部 1チーム 25,000円以内
- (2) 個人の部 1名 2,500円以内 但し、自転車競技ロードについては3000円以内。

8 表彰

- (1) 団体の部 〇位まで
- (2) 個人の部 〇位まで

9 宿泊

- (1) 宿泊料金 1人あたり 1泊2食〇〇〇〇〇円、弁当料金〇〇〇円(統一料金又は段階料金)
- (2) 申込方法
- (3) 申込・宿泊 問い合わせ先 〒 所在地 TEL FAX 宛先
- (4) 申込締切 平成〇年〇月〇日 (〇) 必着
- (5) その他 各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。

- 10 組合わせ 各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。

11 諸会議

会議名	日時	会場
専門委員長会議	平成〇年〇月〇日 (〇) 〇時～	〇市〇町〇番地 TEL〇〇〇〇
監督会議	平成〇年〇月〇日 (〇) 〇時～	〇市〇町〇番地 TEL〇〇〇〇

12 連絡事項

- (1) 競技中の疾病・傷害などの応急処置は、主催者側で行うが、それ以降の責任は負わない。
- (2) 引率責任者は、選手の全ての行動に対して責任を負うものとする。
- (3) その他、各専門部での申し合わせによる必要な事項を記入する。